

平成 25 年 9 月 25 日



タイと「特許審査ハイウェイ」を開始します

特許庁とタイ商務省知的財産局は、平成 26 年 1 月 1 日から「特許審査ハイウェイ (PPH)」を開始することに合意しました。

我が国企業等は本 PPH を利用することで、タイにおいて早期に特許権を取得することが可能となり、円滑な事業展開を図ることができます。

1. 背景

経済のグローバル化に伴い、世界の特許出願件数は増加傾向にあります。我が国企業等の海外への出願件数も増加しており、中でも新興国への出願件数の増加は著しいものがあります。

しかしながら、新興国においては、特許審査官の不足など審査体制が不十分であることにより、審査の遅延が課題となっています。我が国産業界からは、我が国企業の重要な生産拠点であるタイについても、出願から最終処分までに要する期間の短縮を求める声が上がっています。

※注 日本からタイへの特許出願件数(2012 年) 1437 件

2. タイとの PPH 試行プログラムについて

特許庁は、9 月 24 日に、タイ商務省知的財産局との間で、平成 26 年 1 月 1 日より「特許審査ハイウェイ (PPH) ※」を試行することに合意しました。

これにより、日本で特許になりうると判断された出願については、出願人の申請により、タイにおいて簡易な手続で早期審査が可能となります。

※ ある国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、出願人の申請により、別の国で簡易な手続で早期審査を申請することができる制度です。

今回の合意により、我が国が PPH を締結した国・地域は 27 となります。なお、アセアンでは、シンガポール、フィリピン、インドネシアに続く 4 か国目です。

今後も特許庁は、PPH の対象国拡大を図るとともに、海外の特許庁との間で申請手続の共通化・簡素化に努めることによって、我が国出願人の海外における迅速な権利取得を支援して参ります。

<PPH プログラムの詳細>

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部国際協力課長 伊藤

担当者:上田

電 話:03-3581-1101(内線 2571)

:03-3503-4698(直通)

特許庁特許審査第一部調整課審査企画室長 川俣

担当者:小太刀

電 話:03-3581-1101(内線 3103)

:03-3580-5898(直通)